

情報モラル教育の充実に関する研究

葉袋 秀樹

研究の概要

《情報モラル教育グループの研究の概要》

文部科学省は、学習指導要領の改訂を受け、学校における教育の情報化を推進するため、新たに、平成21年3月「教育の情報化に関する手引」を発行しその中で情報化の推進と情報活用能力の育成を図り情報モラル教育の充実を目指すことが示された。

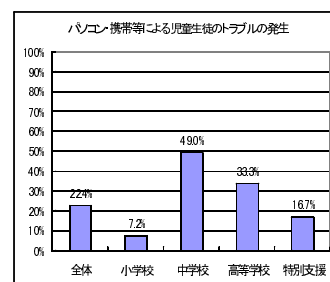
山梨県内でも情報化社会の進展に伴うインターネットや携帯電話の普及により、パソコンや携帯電話によるメール等は、児童生徒にとって新たなコミュニケーションの手段となっており、そのような中で情報モラルに関するトラブルが増加し、情報化の「影」の部分が子どもたちの日常生活に深く大きく入り込んでいる。

私立を含めた山梨県下全ての小・中・高・特別支援学校370校に対して実施した学校のIT環境等に関するアンケートにおいても全体の22.4パーセントにあたる83校でパソコン・携帯等による児童・生徒のトラブルが確認された。特に中学校においては、全体の約半数の49校でパソコン・携帯等によるトラブルの発生が学校によって確認されている。これらは学校によって正式に確認された被害であり、児童・生徒が学校に届けなかったり、学校として確認が取れなかったものを入れると更に多くの被害が発生している事が考えられる。(表1・図1) また、本センターで運用しているパソコン等による人権侵害対応システム(図2)にもネット上での誹謗・中傷等の被害に対する相談が寄せられている。(図3)

パソコン・携帯等による児童生徒のトラブルが確認された学校数の集計

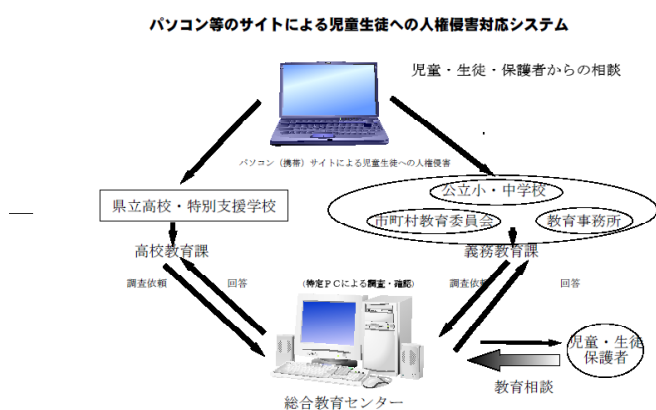
(表1) パソコン・携帯等による児童生徒のトラブルはありましたか (図1)

| | はい | 全体比 | いえ | 無答 | 合計 |
|------|----|-------|-----|----|-----|
| 全体 | 83 | 22.4% | 272 | 15 | 370 |
| 小学校 | 15 | 7.2% | 186 | 6 | 207 |
| 中学校 | 49 | 49.0% | 46 | 5 | 100 |
| 高等学校 | 17 | 33.3% | 30 | 4 | 51 |
| 特別支援 | 2 | 16.7% | 10 | 0 | 12 |

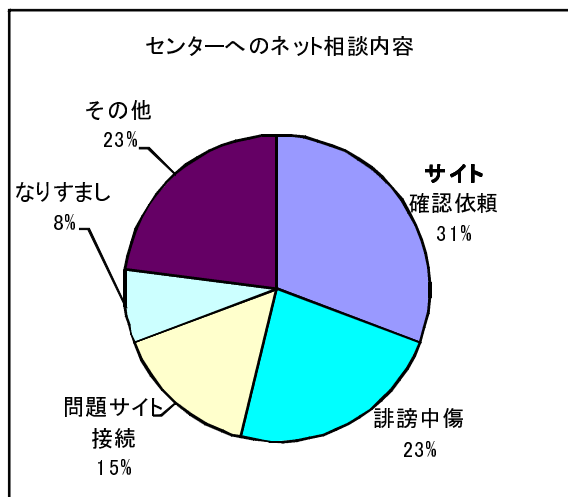


このような現状を考えると、早い段階からの情報モラル教育が必要となっている。情報モラル教育は多方面からアプローチできるが、児童・生徒の日常のコミュニケーションのきまりから、パソコンや携帯電話によるメール等についての情報モラルを身につけ、社会生活上のきまりを身につけること等を基本に、情報モラル教育の成果を上げることが重要となっている。そのため、小学校段階において、道徳・総合的な学習の時間をとおして情報モラル教育の指導を行うと共にその成果を、中学校及び新しい学習指導要領が示される高等学校に活用し、情報モラル教育の更なる充実を目指すものとする。

(図 2)



(図 3)



情報モラル研究グループの内容

| No. | 氏名 | 内容 |
|-----|-------|--|
| 1 | 薬袋 秀樹 | 情報モラル教育研究グループのまとめ及び小学校の総合的な学習の時間における情報モラルの育成について |
| 2 | 河野 良一 | 小学校の道徳の時間における情報モラルの育成について |
| 3 | 飯島慶一郎 | 工業高校情報技術基礎における情報モラルの育成について |
| 4 | 辻 三智彦 | 商業教育における情報モラル教育用コンテンツを利用した教科横断的な学習指導のありかたについて |

(小学校)

・情報化社会の進展、インターネットや携帯電話の急速な普及に伴い、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、掲示板やメールなどによるいじめなどが大きな問題となっている中で、望ましい情報社会の創造に参画する態度を養うことが学校教育に求められている。この様な中、小学校段階において情報モラル教育を実施することにより、日常生活の中から情報モラルを高めていくことを目指す。

(高等学校)

・インターネットや携帯電話の普及により、生徒を取り巻く情報メディアツールは著しく発達し広く一般化している。特に携帯電話は高校入学を機に買い与える保護者も多く、彼らにとって最も身近な情報メディアツールとなっている。そこで、大人として社会に出る準備段階にある高校生にとって必要な情報モラル教育とは何かを模索し、工業高校情報技術(教科情報の代替)の1テーマとして情報モラルに関する授業を行い、その有効性を検証する。

・商業科目を学ぶ生徒たちは、簿記会計、情報処理、商業経済等様々な資格取得を目標として、日々の学習活動に取り組んでいる。こうした分野で情報モラルの知識を身につけることが出来るコンテンツを作成し、この研究成果を本センターに設置されているコンテンツデータベースである「ピーチウェア」上に公開し、現場の教員のみならず、生徒にとっても有効なコンテンツの作成を行う。

以上のように情報モラルグループでは研究協力校において教員研修や技術的支援を行い、そこで得られた成果を、教員の情報モラル教育に資すると共に指導力の向上を目指すものとする。

－小学校の総合的な学習の時間における情報モラルの育成－

《小学校の総合的な学習の時間における情報モラルの育成についての研究の概要》

インターネットや携帯電話の急速な普及による情報化社会の進展に伴い、掲示板やメールなどによるいじめなど児童生徒がトラブルに巻き込まれることが大きな問題となっている中で、望ましい情報社会の創造に参画する態度を養うことが、学校教育の中で求められている。本研究では、小学校段階において、日常のコミュニケーションのルール、著作権・肖像権などに対する意識を高め、メール等の情報コミュニケーションへ対応する基本的なモラルを身につけさせるため、総合的な学習の時間として実施し、探求活動の中から情報モラルを育成することを目指すものである。

キーワード

情報モラル 小学校 総合的な学習の時間 コミュニケーションのルール 肖像権

I 主題設定の理由

1 学習指導要領から

(1) 小学校学習指導要領（平成20年3月）における情報モラル教育の扱い

ア 総則 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

イ 総合的な学習の時間 指導計画の作成と内容の取り扱い

情報に関する授業を行う際には、問題の解決や探求活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。

ウ 学習指導要領解説（総則編）

インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要である。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどであり、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

更に情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要であると、学校や教師自身も児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、その実態や影響に係る最新の情報の人手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要であるとされている。

エ 学習指導要領解説（総合的な学習編）

現代社会は情報化の時代と言われている。多様で大量な情報が、瞬時に世界に広がる。また、身の回りには様々な情報があふれ、それらを適切に処理し活用する資質や能力及び態度の育成が求められている。こうした時代の中、この時間において、横断的・総合的な課題としての情報を扱い、その課題を問題の解決や探究活動の過程を通して取り組んでいくことには大きな価値がある。

として総合的な学習の時間において情報に関する学習を行う事の重要性が述べられている。

さらに実際の体験を通して課題解決をすることの大切さについても以下のように述べられている。

情報の収集に当たっては、図書やインターネット及びマスメディアなどで必要な情報を得るにはどのようにすればよいのか、それぞれの長所や短所は何で、場面に応じてどう使い分けるのかというような、情報の収集方法についても、実際に体験する中で習得させたい。

また、関心が集まりがちなのは情報の収集や発信にかかわる技能的側面であるが、問題の解決や探究活動の過程においては情報の整理がより重視されるべきである。すなわち、入手した情報の重要性や信頼性を吟味したり、比較・分類したりする。さらには、複数のものを関連付けたり組み合わせたりして新しい情報を創り出すような考えるための技法を、実際に課題を解決する過程を通して身に付けさせることが大切である。

情報の発信においては、返信が得られるように工夫することが望ましい。同級生や地域の人々、他の学校の児童たちから、自分の発信した情報に対する感想やアドバイスが返り、それを基にして修正したり発展させたりするサイクルをうまくつくることで、情報活用の実践力が育つと考えられる。また、情報を発信する学習においては、他者の作成した情報を参考にしたり引用したりすることがある。この場合、情報の作成者の権利を尊重し、出典を明記することを学ばせる必要がある。

また、具体的な指導において「情報が日常生活や社会に与える影響を考えさせることについては、総合的な学習の時間の学習課題の例として、問題の解決や探求活動の課程において、情報手段の進化によって日常生活や消費行動がどう変化したか、社会がどのように豊になったのかといったことを取り上げることが考えられる。同時に、日常生活にどのような新しい危険や困難がもたらされたのか、社会にどのような新しい問題が起こっているのかを考えることも重要である。児童生徒が情報を収集・整理・発信する活動を通して、情報社会の一員として生活していることについての自覚を促し、発信情報に責任をもたせる必要もある。」としている。

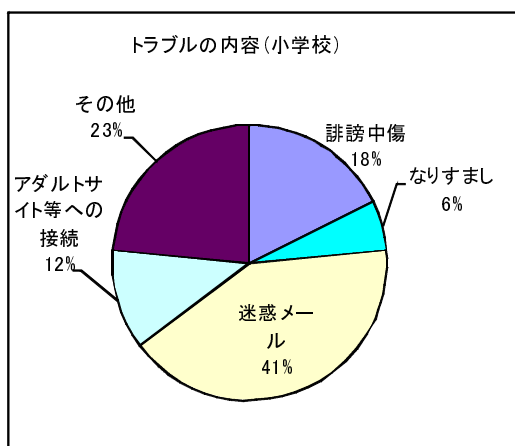
2 現在学校が抱える課題から

情報化社会の進展に伴うインターネットや携帯電話の普及により、パソコンや携帯電話によるメール等は、児童生徒にとって、新たなコミュニケーションの手段となっている中、情報モラルに関するトラブルが増加し、本センターで構築し本年度より本格的な運用を開始した、パソコン等による児童生徒への人権侵害対応システムで対応する内容も、保護者教師を始めとする大人が考える以上に深刻な内容である。

前述したように、全県下の学校のIT環境等に関するアンケートにおいても370校のうち22.4パーセントにあたる83校でパソコン・携帯等による児童・生徒のトラブルが確認された。特に中学校においては、全体の半分にあたる49校でパソコン・携帯等によるトラブルの発生が学校によって確認されている。この様な中で、小学校での被害（図4）の確認が約7パーセント（図5）であるのに、中学校に移ると49パーセント（図6）になることを考えると、中学校との関連が深い小学校高学年にお

いて情報モラル教育を行い、被害を最小限に抑える努力が大切と考える。

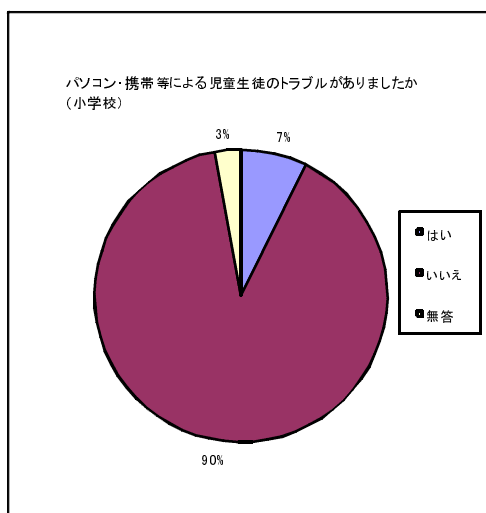
(図 4)



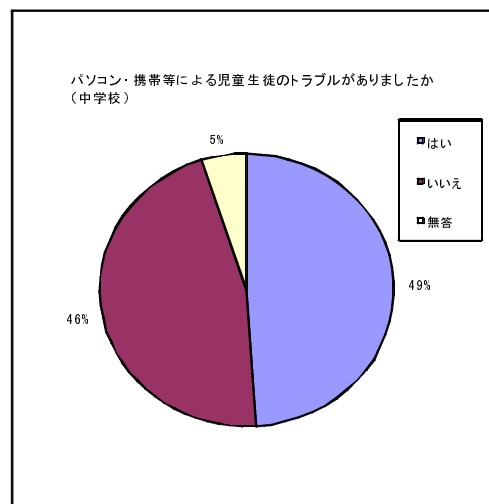
「小学校における被害のその他の内容」

- ・ 児童が児童用PCのパスワードの設定をしてしまい、PCの操作に影響が出た。
- ・ 誤った内容の書き込みをした。
- ・ 友だちの携帯を借りて、長電話をした。

(図 5)



(図 6)



3 情報社会の特性と児童生徒の利用の現状から

「教育の情報化に関する手引」(文部科学省平成21年3月)に述べられているように、携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用の普及が急速に進む中、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しないような影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。

また、インターネットの世界は、携帯電話やパソコンを通じてコミュニケーションを開始した瞬間に、見えない人とのつながりや社会との接点が生じてしまう。しかし、多くの児童生徒はインターネット上の危険に対して無防備な状態で、しかも、自分が危険な目に遭いかねない状態であることも分からずに利用している。なにげなくプロフに書き込んだ個人情報や悪気のない掲示板への書き込みが世界中に発信されていることや、対面のコミュニケーションとは異なり、それは記録され、削除しない限りいつまでも残る可能性があること、悪質な書き込みが犯罪となったり訴えられたりするケースもあることの認識も低く、インターネット上のトラブルに関係する被害者、加害者も低年齢化している。

2004年には、佐世保の小学校6年生の児童がインターネット上のトラブルから友達を殺害する事件が起きた。山梨県でも中高生によるネット上の事件が新聞紙上に取り上げられる事が多くなっている。この様な中インターネットの持つ悪い部分を強調した「インターネット忌避伝説」まで登場している。

しかし本研究の調査でも明らかなように、小学校高学年になると、ほとんどの児童がインターネットを使った経験を持ち、ネット上で情報の収集のみならず、物品の購入まで行っている。このような現状を考えると、情報モラル教育をしっかりと行い、道具としてのインターネットを、むしろ積極的に利用し、新しいコミュニケーションの手段として使いこなす力を付けさせる事の方が、大切であると考ええる。

以下は最近のデータに基づく児童生徒のインターネットの利用の現状である。

(1) ネット上のいじめ

インターネット上の学校非公式サイトや掲示板・ブログ・プロフ、メール等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」が生じている。「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省；平成20年11月)によると、いじめの態様のうち「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数は、5,899件(前年度:4,883件)にのぼり、ネット上のいじめが増加している。

(2) 学校非公式サイト(いわゆる「学校裏サイト」)

「青少年が利用する学校非公式サイト(匿名掲示板)等に関する調査」(文部科学省；平成20年4月公表)においては、全国で38,260件の学校非公式サイトが確認されている(平成20年1月～3月現在)。

これらのサイトの多くで、誹謗中傷やわいせつ表現、暴力表現などの書き込みが認められた。

こうしたサイトのほかにも、児童生徒が危険に巻き込まれる可能性がある掲示板やブログ、プロフ、出会い系サイト等があるということとその危険性を理解する必要がある。そして、これらのサイトを見ることが良いか悪いか判断できないままに、児童生徒に口コミで広がり、保護者や教員が知らないところで利用が増加している。

(3) 児童生徒にとって有害又は不適切な情報のあるサイトの例

- ・ポルノ画像や風俗情報を載せたサイト
- ・出会い系サイト、家出サイト
- ・暴力・残虐画像や情報を集めたサイト
- ・他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト
- ・犯罪や自殺を助長するサイト
- ・薬物や麻薬情報を載せたサイト

さらに、出会い系サイトや自殺サイトではなくても、チャットやネットゲーム、プロフなどが、使い方によってはそれらのサイトと同様の機能を果たしていたり、画像にアダルト画像を使うなどゲームの内容や構成が不適切であったり、児童生徒の興味を引くプレゼントの送付や占いの条件として個人情報を入力を巧みに誘引するサイトなども増えてきている。

II 研究の目標

平成23年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、各学校において情報モラル教育の各教科への位置づけが模索されている。そのような中、本研究では児童生徒を取り巻く現状を分析すると共に総合的な学習の時間の中に、情報モラル教育を位置づけ、研究協力校において、総合的な学習の時間の題材として、「情報活用と責任」に関連する授業を行い、学校において実際に使われ効果のある授業を工夫し、情報モラル教育の充実を目指す。尚、情報モラル教育を総合的な学習の時間の授業で行うにあたっては、学習指導要領に示された内容項目との関連性を踏まえながら行う。

Ⅲ 研究の基本的な考え方

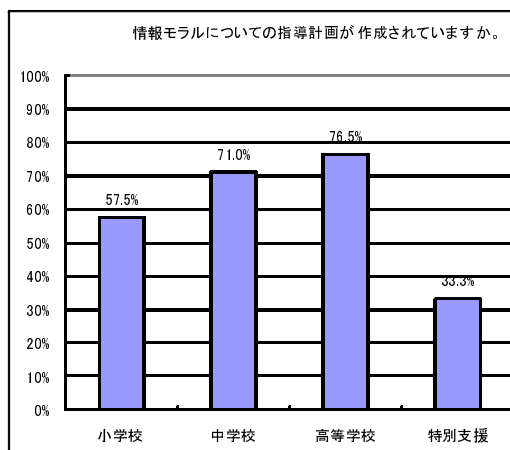
山梨県における情報モラル教育の実態を把握するための学校のIT環境等に関するアンケート及び、本センターで運用する「パソコン等による児童・生徒に対する人権侵害対応システム」において児童・生徒のインターネットや携帯等によるトラブルの実態が明らかになった。

県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対して行った学校のIT環境等に関するアンケートによると、情報モラル教育に対する指導計画が作成されている学校は全体でもおよそ6割ほどであった。小学校においては指導計画を作成する学校が年ごとに増加しているが、207校のうち情報モラル教育の指導計画があると答えたのは6割弱であった。(図9)

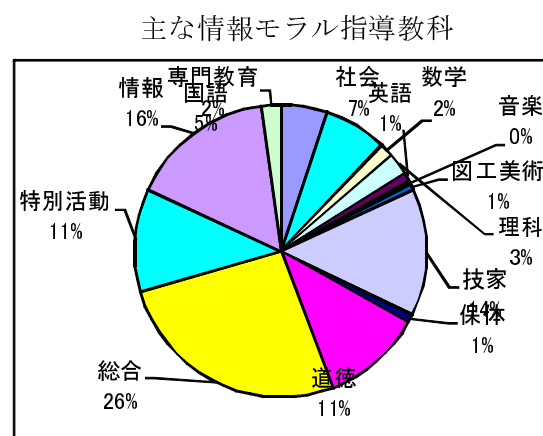
情報機器の発達と共に、情報の活用能力として、しっかりとした情報モラルを身につけさせることが緊急の課題となっている中、各学校における主な情報モラル指導教科(図10)でも総合的な学習の時間における指導が最も多く、次いで道徳、特別活動等であった。今後、各学校における情報モラル教育が有効に行われていくよう、更なる情報モラル教育の推進が必要となっている。

特に、総合的な学習の時間においては、児童生徒が自分自身でネット上のトラブルを、疑似体験し、その問題点を解決する探求活動の中でインターネット等の持つ危険性に気づきながら、インターネット・携帯電話等の情報機器を、使いこなしていく力を育成していくことが大切であると考える。

(図9)



(図10)



Ⅳ 研究の内容

学校のIT環境等に関するアンケートの結果及び人権侵害対応システムで本センターに寄せられた情報モラルに関する相談の内容を分析すると共に、各種文献に取り上げられている情報モラルに関する記述を調査し授業を実施するための指導案を研究作成した。さらに研究協力校、協力員と連絡を密に取り小学校における情報モラル教育を通して、中学校・高等学校までを俯瞰した情報モラル教育の充実を目指した。

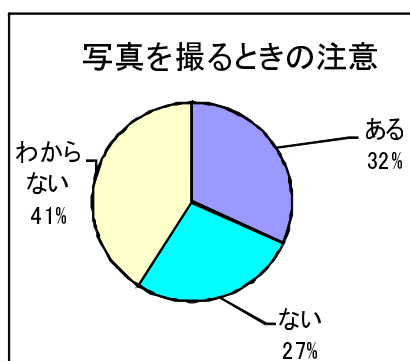
特にアンケートでは全県下の学校のうち22.4パーセントにあたる83校でパソコン・携帯等による児童・生徒のトラブルが確認されている。小学校での被害の確認が約7パーセントであるのに、中学校に移ると49パーセントになることを考えると、中学校との関連が深い小学校高学年において情報モラル教育を行い、その結果を分析する事が大切であると思う。

また、今回の学習指導要領の改訂においては、特に改善の具体的事項として新たに設定された総合的な学習の時間の目標に、従前のねらいと比べ「探求的な学習」の文言が加えられた。このことは、総合的な学習の時間における探求の重要さが明示されたものと言える。

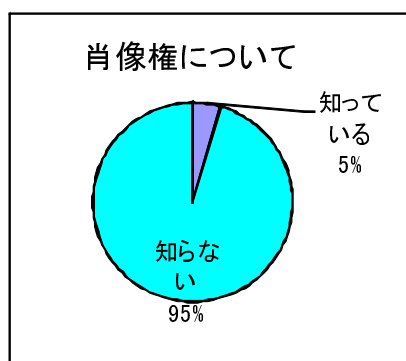
そこで、小学校5年生において特に実際にパソコンを操作しながら、問題のあるサイトへの疑似体験をし、自らその内容について探求活動を通して問題を解決していく事を学ぶと共に、誹謗中傷等を書き込まれた児童・生徒の気持ちにもなって被害者にならないと共に不用意な書き込みによって知らぬうちに加害者になるようなことがないような指導を行った。特に授業の始めと終わりに記述式アンケート調査を行い児童の変容について分析を行った。

・授業前のアンケート調査によると、写真を撮るとき特に注意することがあると答えた児童は32%であり（図17）他の児童は特に注意せずに友人を始めとする他人の写真を撮っている。その事と関連して肖像権という言葉を知っている児童も5%にとどまっていた（図18）。

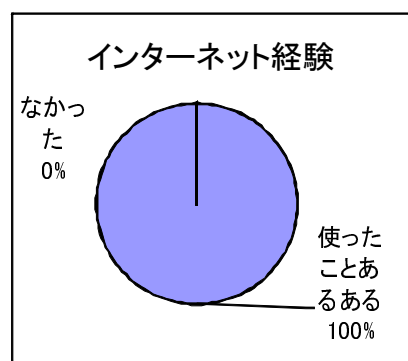
(図17)



(図18)

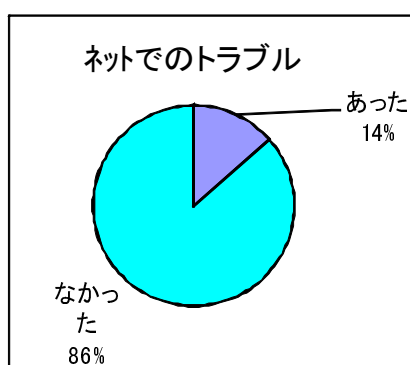


(図19)

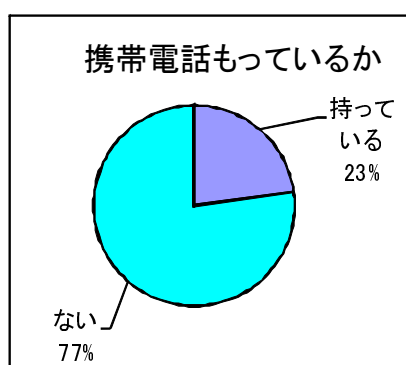


また、インターネットを使った経験については、100%の児童がインターネットの使用経験を持っており（図19）その内容として児童があげたのは、勉強・ネット上での買い物・対戦ゲーム等であった。インターネットを使用する際のトラブルについては14%の児童が実際に経験をしており（図20）、トラブルの内容については、危ないページに接続してしまった、サイトが画面に張り付いて消せなくなったなどをあげている。

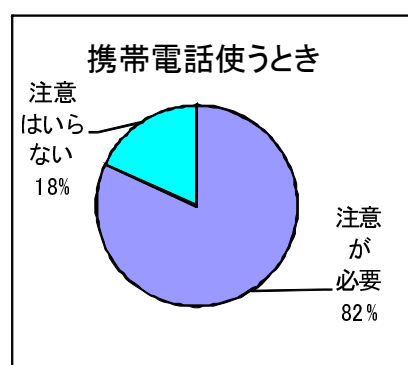
(図20)



(図21)



(図22)



携帯電話については、実際に自分の携帯電話を持っている児童は23%であったが（図21）、携帯電話を使うときの注意については82%の児童が携帯電話を使う時には、注意が必要だとの認識を持っていた（図22）。

上記の授業前アンケートの結果をもとに、情報モラルに関する授業による児童の変容を見るため、第5学年総合的な学習の時間において、以下に提示する指導案により授業を実施した。

第5学年 総合的な学習の時間 学習指導案

1 題材名「インターネットでの情報発信」

2 題材について

総合的な学習の時間では探求的な学習を進めるにあたり、情報の収集や発信が必要となる。情報の受信・発信時にどのような点に気をつけることが必要かを指導する必要がある。特に、インターネットを利用する際には、情報の収集と発信の両面にかかわる指導が必要となると考える。総合的な学習の時間でインターネットの一般的な特性を理解させることは、探求的な学習とかかわらせる必要があり、すべてを取り上げるわけにはいかない。そこで、インターネット上への発信を想定し、ブログなども含む形でWEBページを活用する際の注意点に焦点を当てた。

インターネット上に情報を発信することは、不特定多数の人に閲覧可能にすることを意味し、情報の信憑性など社会的な責任が伴うことを理解させる。個人情報や著作権・肖像権についても取り上げ、情報発信の際の基本的なルールを身につけさせたい。

授業では、児童自らネット上の間違った情報に接する体験を通し、受信者としての立場から、課題性のある情報について問題点を話し合わせ、ネット上の情報に関し気づき探求する活動を通して、発信者としての立場へと視点を変えさせ、情報を発信する際に注意すべき点をとらえさせていきたい。

3 児童の実態

事前アンケートからも明らかな様に、全ての児童がWEBページの閲覧等で学校以外でもパソコンを利用しており、実際にネット上トラブルを経験している児童もいる。しかし、インターネット使用にかかわって保護者との約束事がないという児童もいる。また、携帯電話の所有者は23パーセントであり友人とのメール等に用いている。著作権・肖像権については学習しておらず児童の認識も低い。

4 目標

インターネットを利用して情報を発信するときには、情報の正確さやマナー・個人情報や著作権など、注意しなければならない点があることを知る。

5 展開

| | 学習内容および児童の学習活動 | 指導上の留意点等 |
|----|--|-----------------------------|
| 導入 | ・コンピュータを起動する。 1 インターネットを使った情報収集について経験したことを発表する。 インターネットを使って、よかったことや困ったことはありますか。 ・ たくさんの情報を得ることができた。 ・ 写真やビデオなどの説明を見ることができた。 ・ 言葉が難しくてわからなかった。 ・ 調べたいことがなかなかのっていなかった。 | ○ 役に立ったことや困ったことなどの体験を発表させる。 |

| | | |
|------------|--|--|
| <p>展開</p> | <p>2 情報を発信するのにふさわしいWebページを見て、インターネットの長所を確認する。 インターネットは、世界中の人々に情報の発信をすることができます。</p> <p>3 情報を発信する際のモラルを守っていないWebページやトラブルの例を見て、問題点について話し合う。 次のページを見て、どんな問題点があるのかを考えましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間違った情報がのせられている。 ・ 名前や住所が書いてある。 ・ 顔写真やアドレスは個人情報だからよくない。 ・ 人を馬鹿にしたり、差別したりするような内容が書かれている。 <p>4 自分たちが情報を発信する際に注意すべき点について話し合う 自分達が情報を発信するときには、どんなことに気をつければよいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ うそや不正確な情報を発信しない。 ・ 肖像権や著作権に気をつける。他人が作った絵や写真、キャラクター、文章等を無断で使わない。 ・ 悪口など人を傷つける内容をのせない。 ・ 個人情報をのせない。 <p>5 インターネットのウェブページにはいけない情報やあやしいページもあります。自分達が情報を発信するときにはそうならないように、人を傷つける内容や著作権、肖像権などに注意する必要がありますね。また、ウェブページを見ている人は、いい人ばかりではありません。個人情報にも注意する必要があります。自分が情報を発信するときには、よく考えて発信できるといいですね。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットの仕組みについて簡単に説明する ○ 教材用Webページを見せる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材用のWebページはあらかじめ児童用PCのデスクトップにショートカットを用意しておく。 ○ 課題性のあるWebページの例やウェブ上での発信にかかわるトラブルの例を見て、どのような点に課題や原因があったのを考える。 (特にインターネットの持っている問題点について児童が自分自身で気づき、課題を見つける様に留意する。) ○ 著作権や肖像権についての注意点を確認する。 ○ インターネットを利用して情報を発信する際に注意すべき点を理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の考えを書かせ、考えたことを発表させる。 ・ 受信者の立場に立って考えることにより、発信者として気をつけるべき点について考えさせるようにする。 ○ 受信者からの立場についても再度確認する。 |
| <p>まとめ</p> | <p>6 自分の感想や意見を書き、本時の学習をまとめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の内容を振り返り、感想をまとめる。 | <p>情報の発信に対する意欲も持たせたい。</p> |

授業実施後アンケートを行い、情報モラルに関する授業による児童の変容を確認した

- ・ 授業後のアンケートの記述（今日の学習で思ったことや考えたこと、感じたことを書きましょう）

Aさん「今日の学習で思ったことは、勝手に個人情報のをせてはいけないという事をしりました。自分が、発信をするときは、人の悪口、人の傷つく事、をしないで、気をつけたいと思いました。肖像けんと言う言葉を知りませんでした。今日の学習でどう言う事かわかりました。この勉強をしている色々なことをしてよかったとおもいました。」

Bさん「いろんな権があるんだな～と思いました。ひどい事をしている人もいるんだな～と思いました。個人情報をのせるのなら親に話しをした方がいい事がわかりました。人のいやがる事をしている人がいるのにびっくりしました。わるい事もしようとしてびっくりしました。アイドルや人の写真をのせたりしたらいけないんだな～と思いました。」

Cさん「今日はいろいろまなべました。とくに、うそのことは、のせないなどよくわかりました。今日ぼくが勉強になったなと思ったのは、人の写真をのせないで、家の人にしっかりきよかをもらうなど、こじんじょうほうを勝手にのせないなど、いろいろと勉強になりました。とくに著作権など、肖像権などいろいろなむずかしい言葉などもまなびました。勉強になって良かったです。」

Dさん「とてもいい勉強になりました。へんな物をのせたり、うそのページをのせたり、著作権にもきをつけたいし、肖像権もきをつけたいです。悪口もかいたりしては、いけないと思います。家の人にきかずにかってに個人じょうほうをおくったりしては、いけない。写真をとるときも相手に聞いてからとったりしないといけない。みんなをこまらせるじょうほうものせたりしてはいけない。」

また、①ネット上の情報をそのまま信じて良いか？との問いには全員がそのまま信じてはいけない。自分で内容を確認すると答えている。また②ネット上に個人情報（名前・住所・電話番号等）を書き込むことについても、全員が内容を確認せずに載せてはいけないと答えている。さらに、③ネット上で他人の悪口を書くことについては、全員がしてはならないと答えており具体的記述として「・気まぐれで、悪口や自分勝手な口答えを書いてはいけない。人が傷つくからだめ。・消えろとか、うざいとか読んだ人は悲しいと思う。・悪口を書いてあるからいけないと思った。もし相手がブログを見たらすぐく相手は傷つくと思う。・こういう事をネットに書き込むとその書かれた人がかわいそう。こんなの見てもうれしくない。・消えろ！！とかマジ最悪とか人に傷ついてしまう文を書いている。・自分がされていやな事はしないほうがいいと思う。」と答えている。④人の写真を勝手に撮ったりネットに載せることについても、全員がしてはならないと答えている。この様に授業後のアンケートで、全員の児童がネット上のトラブルに対する知識を、自らの体験を通し身につけていったことが分かる。

本授業の成果として・総合的な学習の時間における、探求的な学習活動、特に本人自身の情報モラルに対する気づきが児童の意識の大きな変容に繋がる事・小学校高学年段階における総合的な学習の時間における情報モラル教育がネット上のトラブルを未然に防ぐ事に効果がある事が確認された。

V まとめと今後の課題

山梨県下の諸学校への情報モラル教育に関するアンケートによっても、情報化社会の進展に伴うインターネットや携帯電話の普及により、パソコンや携帯電話によるメール等による情報モラルに関するトラブルが増加している現状が明らかになっている中、学習指導要領の改訂が行われた。

今回の学習指導要領の改訂においては、特に改善の具体的事項として「小学校において、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探求的な活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。」とされ、総合的な学習の時間に新たに設定された目標に、従前のねらいと比べ「探求的な学習」の文言が加えられた。このことは、総合的な学習の時間における探求の重要さが明示されたものとする。

この視点から今回実施した授業後の記述アンケートを見てみると「今日の学習で思ったことや考えたこと、感じたことを書きましょう」との間に（Eさんの記述）「インターネットはいいこともあるけど悪いこともあると知りました。肖像権、著作権というの分かりました。こういう事はしないようにしたいです。これでインターネットの事が分かりました。写真をとる時はきよかをとらなきゃいけないというの分かりました。絵が入っているととても見やすく分かりやすかったです。メールで悪口などを書くとその書かれた人がやな気持ちになるのでしません。ウソのじょうほうもうつすとみんなが大変なことになるからしません。勉強になりました。」と答えている。

この学習の過程では①インターネットを使用する中で湧き上がってくる疑問（本当にインターネット上の情報は全て正しいと言えるのだろうか）②その疑問を基に具体的な問題について情報を収集することで確認する（実際にネット上の情報に触れる）③友達とその情報の真偽について話し合う④インターネット上の情報は全てが正しいとは言えないと気づき、考えをまとめる。さらに、ではネットに他人の写真を勝手にとかを載せることはどうなんだろう（写真は本物だが勝手に載せていいのだろうか）という新たな課題に発展する。という学習活動の発展的繰り返しが展開されている。協力員との協議の中でも、この学習過程が探求的な学習における児童生徒の学習の姿であると捉えている。

特に児童の変容は、肖像権と言う概念がほとんど無かった児童達が、人には肖像権というものが存在し、本人の許可を得ずに写真を撮ったり、ましてその写真を勝手にネットにのせることなどはしてはならないことを、自分たちが被害者になったときのことを考えて理解するようになった。特に相手の立場になって考える姿勢を身につけることは道徳とも共通するものである。

その過程では被害者になった児童の心の痛みを自分たちも共有し自分が嫌なことは、当然他人に対してもしてはいけないと言うことへの気づきがあった。本研究では児童生徒の気づきを変容の本質と捉えているが、この気づきを児童生徒の学習における概念理解の重要な要素としている考え方は高等学校まで含め、各教科の理解にも共通するものである。（例・数学における極限概念の理解（拙稿））

インターネット上の情報について、間違った情報を疑似体験することによって、それまでインターネットに書いてあることをそのまま信じるという児童の潜在的な意識に、根本的な変化が見られた。

本研究授業の事後アンケートからも明らかな児童の変容は、早い時期での情報モラル教育によって児童生徒のネット上での被害が未然に防げるものであることを示している。

更に、今後は課題としてあげられる、各教科における・情報モラル教育の位置づけの明確化、授業事例等のコンテンツの共有、教員の情報モラル教育に関する指導力の向上、各学校における情報モラル教育の指導体制の充実等に取り組んでいきたい。

参考及び引用文献一覧

- ・学習指導要領 (文部科学省)
- ・教育の情報化に関する手引き (文部科学省)
- ・教職研修資料 NO. 151号 (菱村幸彦 (財) 学習力向上情報研究会 理事)
- ・ケータイの落とし穴 下田 博次
- ・考えよう!インターネット携帯電話の与え方 (編集ねらぎん) 山下 大雄
- ・拙稿 (1997) 極限概念の理解に関する研究 鷹野 弘
- 日本数学教育学会論文発表大会発表論文 NO 30 越水 久也
- ・平成21年度学校の I T 環境等に関する調査報告書 (山梨県総合教育センター・協力県内学校370校 (小中高特 私立含む))

研究協力校

- 笛吹市立境川小学校 校長 篠原 敏朗
- 中央市立田富南小学校 校長 星野 孝大

研究協力員

- 山下 大雄 笛吹市立境川小学校教諭
- 鷹野 弘 中央市立田富南小学校教頭
- 越水 久也 中央市立田富南小学校教諭

平成21年度 山梨県総合教育センター
執筆者 主幹・研修主事 葉袋 秀樹